

令和3年第3回川西町 議会臨時会会議録

令和3年3月30日 火曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 鈴木浩之君
未来づくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
まちづくり課長 奥村正隆君	住民生活課長 佐藤紀子君
福祉介護課長 大滝治則君	健康子育て課長 金子征美君
産業振興課長 井上憲也君	農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君
地域整備課長 奥村邦彦君	会計管理者・税務会計課長 後藤哲雄君
教育総務課長 淀野芳広君	生涯学習課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 1 号)

令和3年3月30日 火曜日 午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第26号 令和3年度川西町一般会計予算

日程第 4 議案の委員会付託

日程第 5 付託議案の審査報告について

日程第 6 発議第8号 特別委員会の設置について

日程第 7 発議第9号 特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

日程第7まで議事日程のとおり

日程の追加

追加日程第1 発議第10号 閉会中の所管事務調査について

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

1 番井上晃一君、2 番遠藤明子さん、ご両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間限りと決定いたしました。

◎議第26号 令和3年度川西町一般会計予算

○議長 日程第3、議第26号 令和3年度川西町一般会計予算、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第26号 令和3年度川西町一般会計予算。

令和3年度川西町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111億4,361万7,000円とするものであります。

本議案の提案につきまして、私から一言申し上げます。

3月3日の3月定例議会におきまして、議第10号 令和3年度川西町一般会計予算、総額112億2,600万円を提案申し上げたところではありますが、3月19日本会議におきまして、否決という重い判断をいただいたところでもあります。

その内容について精査をさせていただき、特にご批判を賜りました地域振興拠点施設整備事業につきまして、改めて事業内容等を見直ししながら、議会の皆様、町民の皆様のご理解を得て事業を推進すべきと判断し、議第10号から削除させていただきまして、議第26号の予算案とさせていただいたところでございます。

議員の皆様に変なご叱責をいただきましたことを改めて肝に銘じながら、事業推進に当たってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以下、内容につきまして、針生未来づくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、私からご説明申し上げます。

議第26号 令和3年度川西町一般会計予算。

令和3年度川西町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111億4,361万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものとします。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、第2表債務負担行為によります。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によります。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。

令和3年3月30日付提出、町長名でございます。

本日、本議案とともに、お手元にご準備いたしました資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、令和3年度川西町一般会計予算についてと付しました概要書、こちらのほうで、改めまして内容をご説明申し上げます。

まず、歳出の項から申し上げます。

2款1項6目14の事業、地域振興拠点施設整備事業につきましては、町長からございましたとおり、本議第26号には減じさせていただいております。金額は、8,238万3,000円全額を減じさせていただいております。

その事業内容といたしまして、下段に内容を記載しております。

アドバイザー報酬として22万3,000円、視察等の経費といたしまして3,000円並びに1万4,000円で計1万7,000円、基本・実施・解体設計、アスベスト調査費用として8,214万3,000円、以上合わせまして、事業費8,238万3,000円を総額減じさせていただいております。

それによりまして、歳出予算の合計は111億4,361万7,000円とするものでございます。

関連いたしまして、上段の歳入でございます。当該事業に係る部分のみに関する歳入部分でございます。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金98万3,000円を見込んでおりましたが、これを減じさせていただきます。

22款1項1目3節町有施設整備事業債8,140万円を減じさせていただきます。

この2つの計8,238万3,000円を減じさせていただき、歳入予算合計を111億4,361万7,000円とするものでございます。

これによりまして、令和3年度一般会計当初予算額を111億4,361万7,000円、前年度、令和2年度に比較いたしまして、マイナス7.2%とするものでございます。

お聞きいただきまして、1ページには、歳入を款別に記載した一覧表を載せてございます。

今申し上げました歳入部分の見直した部分、繰入金と町債のところ、グレーで染めておりますが、この部分を見直させていただいて、歳入の合計額とさせていただいております。

2ページ目上段は、款別の歳出でございます。

当該事業については、2款の総務費のほうに計上しておりました関係で、こちらを見直させていただいて、8,238万3,000円を減じさせた後にさせていただきまして、歳出合計をこのようにさせていただいております。

下段のほうは、その歳出を性質別に再掲したものでございます。

先ほど事業内容で申し上げましたとおり、減じた部分、物件費、補助費等、普通建設事業単独分、こちらのほうを見直させていただきまして、歳出合計111億4,361万7,000円とするものでございます。

もう一つ附属資料をつけておりますが、以上によりまして、先にお示ししておいた附属資料のほうを改めさせていただいたものでございます。

以上、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 提案説明に対する質疑を許します。

なお、本案は、後刻予定しております予算特別委員会に付託する予定でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

11番高橋輝行君。

○11番 様々な表現がございますけれども、国会論戦などでもありますけれども、簡便に申し上げますけれども、うそを言っているわけじゃないけれども、相手に危害を加えないというか、この範囲の答弁、話というものは、こういうものをお釈迦様は、方便と言ったそうですね。俗に言う、うそも方便という、こういう言葉があるそうであります。

そこで、お尋ねしますけれども、町長が112億円の提案理由を口頭で説明されました。大事な内容、私は提案理由は、ちゃんとそのときそのときの、いわゆる口頭でなくて、ほかの内容の提案の場合も、ちゃんとした文書で、いわゆる言葉として、文書として提出されておるわけでありまして、その辺を私は大事ななというふうに思うわけでありまして、決して、

前段申し上げたお釈迦様の言う、うそも方便というような内容ではないとは思いますが、そのときそのときの受け止め方であっては、これは非常に、相撲でいえば取りづらいわけでありまして、その辺をお尋ねするわけでありますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そこで、過日の25日の全員協議会では、原田町長は8,000万の、俗に言う小松地区の公民館建設、ここの部分の金額が、町民あるいは議会から十分な理解が得られなかった、説明はしたつもりだということであります。しかし、伊藤寿郎副議長が立ち上がりまして、いや、その内容だけでないんだと、言うなれば、原田町長の4期16年、そして今5期目、そういうものの集大成、そういうものがここに表れてきたんでないかと、非常に町政運営全般に対する危機感を発言されているわけであります。

ところが、原田町長は、小松地区の跡地に公民館単品や複合施設、ここの部分だけが十分ご理解いただけなかった、こういうような捉え方のような気がするわけであります。これは25日の全協の際、明らかになったと思うんです。

私は、繰り返しになりますけれども、違うんだと、今回の8,000万の小松地区の公民館、これは一番のメインでありますけれども、私は今までの原田町長の、1期、2期目あたりはよかったと思いますよ。しかし、だんだん、山形新聞の記事にありますとおり、当選回数を重ねますと、誰でもでありますけれども、おごりも出てきます。あるいは高ぶりも出てきます。あるいは、傲慢なワンマンな部分も出てきます。そういうものが、いわゆる議会に理解を得られない、そしてまた、町民にも十分、アンケートなどはお取りになったものの、そういう部分が、いわゆる町民になかなか伝わらなかった。つまり傲慢で、上から目線ということではないと思いますが、そのようなことの蓄積が、繰り返しになりますが、伊藤寿郎副議長が、副議長という職責をしょいながらも、これはいかんということが、過日の3月定例予算114億、これ通らなければ、4月1日から鉛筆1本も買えない、こういうような状態、我々分かりますよ。しかし、ここで、原田町長の考え方、政治姿勢、令和3年度の予算の提案でありますけれども、これはいかんということの指摘なのであります。

この認識について、議長、お伺い申し上げたい。原田町長は、先ほどの提案も、114億と言いながらも、その中の8,000万の問題なんだという捉え方、非常に危険であります。このことを私は原田町長にお尋ねしたい。でありますから、私は、言葉でいい、口頭でなくて、文書で提案理由を求められるものであれば、提出をお願いしたいわけであります。

そしてまた、過日の25日に申し上げましたけれども、国会でいえば、一般会計予算が通ら

なかった、否決された、これは内閣不信任であります。衆議院の解散もしくは総辞職であります。そういうふうにご指摘を申し上げたところ、これまた繰り返しになりますが、8,000万の問題だけじゃないかと、これを落としたんだと、これもう一回練り直して出すんだと、何が文句があるんだとは言いませんでしたけれども、そういうふうにも取れるような傲慢な態度だったんでないですか。不信任があるんだったら出してみろと、言葉にはありませんでしたけれども、そうとも取れる、私は態度に取れて、非常に残念でありました。

町長、最初に申し上げた内容と連動しますけれども、そのことを私は最初に、分科会では具体的な数字を申し上げますけれども、その内容についてお尋ね申し上げたい。先ほどの提案理由の中に、重い判断、議会の重い判断、あるいは厳しい指摘、お釈迦様の言う方便ではないと思いますが、お尋ね申し上げたい。

以上であります。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 3月定例議会中に、令和3年度予算案について、それぞれ予算特別委員会の中で集中して審議いただいたわけでありまして。その中でも、この地域の拠点施設整備についても、様々な角度からご審議を賜りました。

結果的に、19日の本会議におきまして、予算特別委員会、本会議におきまして、否決という重い判断をいただいたところでありまして、そここのところについては、我々としても真摯に受け止めさせていただき、さらに内容を精査する必要があるなというふうに考えております。

特に、伊藤寿郎議員からの反対討論をもう一度振り返らせていただきますと、その理由は、本会議中に示されました地域振興拠点施設整備基本計画に反対し、計画の見直しを求めるためですという最初のところのことが、大変重く受け止めさせていただいたところでありまして、そのことが予算案全体の否決につながったということについては、我々としても町民の皆さん、議会の皆さんにご心配をおかけしていることについて深く反省し、おわびを申し上げます。

改めて内容を精査させていただいて、本日提案をさせていただいておりますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 国会とは違いますけれどもね、町長、テレビ、新聞で見た範囲でありますけれども、

そういった状態に陥った場合は、否決あるいは反対、こういう場合は、議会対策、何でもひっくるめて談合しようということではなくて、説明をする、そういうようなことが、よくテレビ、新聞で報じられるわけでありますけれども、原田町長は今、伊藤寿郎副議長の名前を挙げられましたけれども、伊藤寿郎副議長、反対討論、代表された形でありますけれども、その方と、いわゆるこういうことだというような、あの3月19日から大分日がたつわけでありますけれども、そういう説明の場面、設けられましたか。副議長にあれば、私も含め7人の反対議員がおるわけでありますから、町長からあったと、あるいは町はこういう状況だという説明が、伊藤寿郎副議長から私どもにあるはずであります。何もございません。

そういう説明を、2月19日から大分なりますね。今、議会壇上での説明以外に、町民に、あるいは町民を代表する議員に、7人だけ特別にとは申し上げませんが、小松地区から、地区割ではありませんが、選出されている5人の議員、その中でも、固有名詞は申し上げませんが、あるトップ当選された議員は、夢がない、最終的に賛成に回りましたけれども、そういう発言もされているわけでしょう、この内容は。説明されましたか。議会対策の根回しというふうな表現ではありませんけれども、そういう動きも見えない。でありますから、お釈迦様の言う方便なのかと言わざるを得ないんですよ。お尋ね申し上げたい。

そしてまた、固有名詞を申し上げますが、外部のある団体のトップに説明をしたり、その方を通じて、議会に圧力とも取れる、そういう行動をあなたはしているのではないんですか。それでは町民の理解は得るところか、何ぼも混乱しますよ。

何点か申し上げました。2回目であります。明確なお答えを申し上げたい。また、私の指摘申し上げたこととうそがあったり、違うことがあればお答えください。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 3月25日の全員協議会、そして本日の臨時議会を迎えるに当たりまして、3月19日の議会で否決いただいたことを踏まえて、今後の対応について、会派代表者会を開催していただきまして、その中で修正案を提案させていただいて、改めてご批判いただいた内容を削除しながら、提案をさせていただきたいというお話をさせていただき、さらに、議運の中で取り計らいをお願いしたところであります。個別に議員一人一人にご説明申し上げる機会はずっとまいりませんでしたけれども、会派という重い組織がございますので、その中で内容についてご説明をさせていただいたところでございます。

○議長 11番高橋輝行君。

○11番 今の町長のお話の中で、決して何もしていないというようなことを強く申し上げて

いるわけでありませんが、なかなか伝わってこない。

町長、3回目の質問、最後でありますけれども、なかなか議員に伝わってこないということは、町民にも伝わりませんよ。その手法を4期16年、16年でしょう、そして1年終わって、5期目でありますから17年、今18年目に入ろうとしているんですよ、18年ですよ。

私は、大きな反省に立って、身を引き締めて、この令和3年度やっていただかねば困る、こういうふうに強く申し上げて質問を終わるわけですが、お答えいただけますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 高橋議員から厳しいご意見いただきました。このことは、お一人お一人の議員の皆さんの思いというふうに受け止めさせていただきながら、令和3年度、町民のため、そして町発展のために最善を尽くしてまいりたいと考えております。今後とも、よろしく願いしたいと思います。

○議長 ほかに。

1 番井上晃一君。

○1番 1番井上です。

一般会計予算から項目の削除ということでのご提案であります、小松地区の地域振興拠点、中心市街地活性化の拠点というものに対しては、要望は大変大きいものがあって、ここでまた削除されて、とどまって何年も造られないというようなことでは、ちょっと困るのではないかと思います。

今後について、どういうふうに考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 内容について、針生未来づくり課長から説明させます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今、今後の跡地の利活用ということでの地域振興拠点施設整備基本計画についてであります、これまで基本方針、前提となる基本方針2年、そして、検討委員会において基本計画づくりをしていただいた、その重みというのも一方でございます。ただ、今回の3月定例会の中でのご議論により、計画の内容そのものと策定プロセス両方におきまして、様々な問題をご指摘いただいたというふうに受け止めておりますので、まずはその検証作業が必要だとは思っております。

ただ、現時点で、一般会計予算の成立を最優先にこの間考えてまいりまして、そちらのほうに着手をしている段階ではございませんので、これからその検証・検討作業に入るとい

ことになりますので、今後のスケジュールについてはまだ未定でございます。

○議長 ほかに。

3番渡部秀一君。

○3番 3番渡部です。

跡地利活用の問題につきましては、常に私、方向性ということで話をしてきました。まちづくり、つまり川西町のまちづくりという中でも、中心街という形をこれからつかさどるためにも、やはり跡地利活用というのは起点であって、つまりそこが始まりであるということです。それだけ、町の中は荒れていると言って差し支えないと思います。ぜひその辺は、度重なる一般質問でも申してきましたけれども、やはり跡地利活用という形だけではなくて、まちづくりの一環として大きく考えてほしいなと思っております。その辺の方向性を聞かせていただきたいと思っております。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 この庁舎が移転した後の空洞化ということが、大きな小松地区の皆さんの不安というふうに受け止めておまして、できるだけ速やかに整備をする必要があるという考え方で協議を進めてまいりました。しかし、先ほどありましたように、十分にご理解をいただけなかったということを踏まえて、今回、計画から降ろさせていただきますけれども、今までの議論をしっかり検証し、大切にしながら、そして、跡地利用だけではなくて、小松町全体の活性化につながられるような連携が図られる整備というのが、やはり強く求められているというふうに捉えておりますので、何もこの跡地利活用だけでとどまることなく、小松地区の中で手をかけていかなきゃならない、また、にぎわいづくりにつながるように仕組みづくりというのも求められておりますので、総合的な取組にしていかなきゃいけないというふうに考えております。

ぜひ渡部議員からも、建設的な様々な提案をいただければありがたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第4、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項及び川西町議会運用例第5章第4項の規定に基づき、議第26号 令和3年度川西町一般会計予算について、内容審査のため、予算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は口頭をもってお知らせいたします。

(午前10時05分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時30分)

◎付託議案の審査報告について

○議長 日程第5、付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該議案については、本日の議会臨時会本会議において予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長井上晃一君。

1番井上晃一君。

(予算特別委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

本日、議会臨時会本会議において、本特別委員会に付託されました議第26号 令和3年度川西町一般会計予算について、本日開かれた予算特別委員会において重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された令和3年度川西町一般会計予算につきましては、財政運営に当たっては、本町の財政規模に見合った財政調整基金を確保していくこと、また、地域振興拠点整備事業のみならず、議会に対して十分な説明を行うとともに、町債（過疎債）に依存する

ことなく、適正な財源確保に努めるよう意見を付し、全員一致をもって可決すべきものと決定した次第であります。

なお、審査の過程における町当局に対する意見等については、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計りくださいますようお願いいたします。

これをもって、予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第26号 令和3年度川西町一般会計予算につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第26号 令和3年度川西町一般会計予算、本議案について、予算特別委員会委員長の報告は可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり、これを決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第8号 特別委員会の設置について

○議長 日程第6、発議第8号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、寒河江 司君。

4番寒河江 司君。

(4番 寒河江 司君 登壇)

○4番 趣旨説明を私よりさせていただきます。

発議第8号 特別委員会の設置について、趣旨説明をいたします。

県立置賜農業高等学校の再編整備については、計画により、令和8年以降の方向性が示されていません。置賜農業高等学校は、地域の人材育成を図る上で町の宝であり、学校が有す

る資源や研究成果等の教育活動は町の活性化を推進するもので、本町唯一の高等学校で存在意義があり、存続を求めべく特別委員会を設置するものであります。

委員会の名称は、置賜農業高等学校存続に関する特別委員会とし、委員会の定数は、議長を除く12人とするものであります。また、委員会の設置期間は、令和5年第1回川西町議会定例会までの間とし、委員会の審査事件としては、置賜農業高等学校存続に関することとなります。

議員各位には、特別委員会設置の趣旨をご理解賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。以上、提出者の趣旨説明とさせていただきます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案のとおり、置賜農業高等学校存続に関する特別委員会を設置することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、設置期限までの間、置賜農業高等学校存続に関する審査を行うため、置賜農業高等学校存続に関する特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くことにされておりますので、これより休憩に入り、休憩中に本議場において置賜農業高等学校存続に関する特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

開会時刻は口頭をもってお知らせいたします。

(午前 11時40分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時10分)

○議長 特別委員会正副委員長の互選結果報告について、休憩中、置賜農業高等学校存続に関する特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

置賜農業高等学校存続に関する特別委員会委員長島貫 偕君、同副委員長井上晃一君、以上のとおりであります。

◎発議第9号 特別委員会の設置について

○議長 日程第7、発議第9号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、吉村 徹君。

5番吉村 徹君。

(5番 吉村 徹君 登壇)

○5番 私より、発議第9号 特別委員会の設置について趣旨説明をいたします。

主要地方道米沢飯豊線菅沼峠については、飯豊町中津川側について、山頂まで残すところ200メートルまで整備されているが、川西町玉庭側については、依然として道幅が狭く、急カーブの連続で、かつ急傾斜など未改良部分が多く、危険な状況であります。

本道路は、飯豊・川西町内の人的交流、文化交流の基礎基幹であり、本路線の改良は両地区町民の積年の願望であるため、玉庭・中津川両地区民で菅沼峠整備促進期成同盟会を設立し、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠における道路改良整備等早期実現に関する請願書が提出され、両町議会において請願採択されているものであります。

このため、菅沼峠川西側の整備促進のため、本町議会として調査を行い、県当局への要望活動を推進すべく、特別委員会を設置するものであります。

委員会の名称は、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会とし、委員会の定数は、議長を除く12人とするものであります。また、委員会の設置期間は、審査事件に係る調査が終了するまでとし、委員会の審査事件としては、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠の整備促進に関する調査及び県当局への要望活動の推進に関するものであります。

議員各位には、特別委員会設置の趣旨をご理解賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。以上、提出者の趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案のとおり、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会を設置することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、設置期限までの間、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠の整備促進に関する調査及び県当局への要望活動の推進のため、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、川西町議会委員会条例第8条第1項の規定により、特別委員会に正副委員長を置くこととされておりますので、これより休憩に入り、休憩中、本議場において主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会を開催し、同条例第8条第2項の規定による正副委員長の互選等をお願いいたします。

正副委員長の互選の結果につきましては、本職までご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

開会時刻は口頭をもってお知らせいたします。

(午後 1時22分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1時29分)

○議長 特別委員会正副委員長の互選結果報告について、休憩中、主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたが、その結果について通知がありましたので、本職より報告いたします。

主要地方道米沢飯豊線菅沼峠に関する特別委員会委員長 淀 秀夫君、同副委員長 吉村 徹君、以上のとおりであります。

◎日程の追加

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。先ほど、置賜農業高等学校存続に関する特別委員会及び主要地方道米沢飯豊線菅沼峠整備に関する特別委員会にお

いて、閉会中の所管事務調査について、それぞれ検討され、申出がありましたので、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し議事を進めることに決定いたしました。

ここで議案配付のため暫時休憩いたします。

(午後 1時31分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時33分)

◎発議第10号 閉会中の所管事務調査について

○議長 追加日程第1、発議第10号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各特別委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和3年第3回川西町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時33分)